西宮市からのお知らせ

1. 報酬請求にあたってのお願い

実地指導等において、算定要件を欠いているものとして報酬返還を指摘する事例が見 受けられます。

報酬返還事例を避けるため、次の①~⑥に留意してください。

① 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するために、【指定基準】【解釈通知】【報酬告示】【留意事項通知】、【障害福祉サービス Q&A】、【その他関係通知】を確認してください。

(指定障害福祉サービスの例)

【指定基準】	「西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
	関する基準等を定める条例」
【解釈通知】	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
	関する基準について」
【報酬告示】	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
	に要する費用の額の算定に関する基準」
【留意事項通	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
知】	に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
	に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留
	意事項について」
【障害福祉サ	令和○年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
ービス Q&A】	

(確認方法例)

- ・厚生労働省 HP「各年度の障害福祉サービス報酬改定について」を確認する。
- ・各出版社から発行されている各通知等をまとめた図書を購入

② ①にて疑問がある場合は行政に問い合わせしてください。

- 質問内容によっては回答に時間を要する場合があります。
- ・ 令和6年度報酬改定に関する質問については、専用フォームを設けております。 西宮市HP「令和5年度障害福祉サービス事業者等に対する集団指導について」に URLを記載しておりますので、そちらから投稿してください。<u>多数の質問が寄せられ回答に検討や確認を要する場合もあることから、電話もしくはメールでの質問</u> 受付は致しかねます。ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ 他市支給決定利用者個別に発生する請求に関しては、必要に応じて各市の介護 給付費等請求に関する担当課にご相談ください。

(過去の不適切事例①)

加算の算定要件がわからず、「噂」や知り合いから聞いた話を信用し算定していた。

- → 事後に算定要件を満たさず請求していたことが判明し、多額の報酬返還が発生。
- ③ 報酬請求する際は、加算等の要件を満たしているか必ず毎月確認してください。 特に、従業者が退職したり、出勤回数が予定より減少した場合は要注意!

(過去の不適切事例②)

従業者が退職(異動)したのに、漫然と前月と同じ報酬請求を行っていた。

- → 事後に人員配置に関する加算の算定要件満たしていないことが判明し、多額の 報酬返還が発生。
- ④ 指定基準や報酬要件において、所定の資格要件がある場合は、資格証等(合格通知書は不可)の写しを提出させ、写しを事業所にて保存してください。 特に、新規採用時や異動により新たに事業所にて従事を開始する際は、従事させる前に資格要件を確認してください。

(過去の不適切事例③)

- 無資格者によるサービス提供を認識しながら報酬請求していた。
- → 不正請求として行政処分を受けることとなった。
- ・ 新規採用の従業者から資格試験の合格通知書を提出させた際、資格証を提出させていなかった。事後に資格証がないことに気づき、当該従業者に資格証の提出を求めたところ、当該従業者は資格試験合格後に行わなければならない資格登録手続きを怠っていたため、無資格状態でサービス提供を行っていた。
 - → 算定要件を欠いたまま請求していたため、多額の報酬返還が発生。

⑤ 指定基準や報酬要件を満たしたか証明するため、必ず記録を残してください。

(過去の不適切事例③)

利用者が利用予定日当日に急病で欠席したため、相談援助を行ったが、欠席連絡や相談援助に関する記録を残していなかった。

→ 欠席時対応加算の算定要件を満たしていないため、報酬返還が発生。

⑥ 国、県、市からの通知や事務連絡については、随時メーリングリストにてお知らせしますので、必ずメールを確認するようにしてください。メールアドレスを変更した際は、必ず、法人指導課に届けてください。

特に、法人指導課に届けているメールアドレスを従業者個人のメールアドレスとしている場合、その従業者が異動や退職等によりメールが届かなくなる事例が見受けられます。法人指導課の登録メールアドレスについては、「個人メールアドレス」を避けるようにしてください。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について

- ・ 令和5年度より、身体拘束等の適正化に関する基準を満たしていない場合は、身体拘束等未実施減算の対象となっており、実地指導において減算を指摘する事例が 見受けられます。
- ・ また、令和6年度報酬改定に伴い、令和6年4月1日以降に虐待防止措置に関する基準を満たしていない場合には、虐待防止措置未実施減算の対象となります。
- ・ 西宮市ホームページ「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について」 (ページ番号94288419)【※】において、障害福祉サービス事業者等が取り組むべ き身体拘束等の適正化、虐待防止措置に関する委員会や指針の様式例を掲載してお ります。
- ・ 同ホームページには、虐待防止の研修資料及び動画を掲載しておりますので、事業所内の虐待防止研修に活用してください。

【※】ホームページのURL

https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/fukushiservice/20220311110833178.html

以上